

議案第 23 号

向日市議会会議規則の一部改正について

向日市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 19 日提出

提 出 者

向日市議会議員 和 島 一 行

賛 成 者

向日市議会議員 天 野 俊 宏

〃 常 盤 ゆかり

〃 清 水 敏 行

〃 福 田 正 人

〃 山 田 千 枝 子

議会規則第 号

向日市議会会議規則の一部を改正する規則

向日市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「のべ」を「付け」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第68条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市議会会議規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を<u>のべ</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第68条 略</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第68条 略</p>